

## 被共済者死亡による遺族請求優先順位表

\*被共済者死亡による退職金請求者は、次の優先順位者となります。

(例) 被共済者と同居していたご家族構成が「被共済者の子と母」であった場合には、「被共済者の子」の方に請求していただくこととなります。

このとき、同順位者が2人以上いる場合には、一人の方に定めていただき、戸籍謄本とは別に「委任状様式第16号」を添付していただくこととなります。

第一順位	配偶者
	届出をしていないが、被共済者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあったもの
第二順位	被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた子
第三順位	被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた父母
第四順位	被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた孫
第五順位	被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた祖父母
第六順位	被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた兄弟姉妹
第七順位	被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
第八順位	子
第九順位	父母
第十順位	孫
第十一順位	祖父母
第十二順位	兄弟姉妹
上記の父母については	養父母、実父母の順
上記の祖父母については	養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順